

+

令和元年度茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会 6月定例会議事録

- 1 日 時 令和元年6月12日(水)午後3時00分～午後5時00分
- 2 場 所 市役所本庁舎4階 会議室1
- 3 出席者 後藤会長、細田副会長、植松副会長、和田会計、弓達監事、矢野監事
関野保、河内昇、篠原徳守、林正明、真野宗直、三觜健一、林申次、
高山和茂、岩壁榮、松本楯臣、小山明、滝本誠、新倉昭人、雫石剛、
前田積、青木三郎、小嶋政雄、小野寺昌成、永澤鐵男の各委員
防災対策課(松澤担当主査)、神奈川県藤沢土木事務所河川砂防第二課(伊
藤課長)、道路管理課(市村課長、藤間課長補佐)、資源循環課(熊澤課長、
小室環境事業センター所長、小俣施設整備担当課長、原田資源循環課副主
査)
市民自治推進課(富田課長、木村課長補佐、伊藤課長補佐、小松課長補佐、
窪田副主査)
事務局(山田、長野)

4 会議の経過

- (1) 開 会 細田副会長
- (2) あいさつ 後藤会長
- (3) 議 題
 - ① まちぢから協議会情報交換会の報告
資料に基づき報告した。
 - ② ホームページ管理運営チーム会議及び会報誌「まちぢから」編集会議について
ホームページ管理運営チーム会議については資料に基づき海岸地区真野チー
ムリーダーよりあった。また会報誌「まちぢから」第4号の編集会議について
は、事務局より本年度会報誌内容及び予定について説明した。
 - ③ 令和元年度6月8日開催「情報交換会」について
事務局及び市民自治推進課長より、資料に基づき説明した。
 - ④ まちぢから協議会連絡会新旧委員懇談会について
事務局より、資料に基づき説明した。
 - ⑤ 県外先進都市視察の日程等について
事務局より、資料に基づき説明した。
 - ⑤ その他

ア 情報交換について

(ア) 茅ヶ崎市内の犯罪発生状況等について

後藤会長より資料に基づき説明があった。

もうすでに皆さん方にはお話しておりますけれども、非常にここ数年、犯罪
が減っている中で、振り込み詐欺が激減している状況です。5月に茅ヶ崎地区

と湘南地区で1件ずつということで2件発生し、トータル7件です。50件近く減になっている。これも皆さん方のご努力のおかげで高齢者が電話かけられても、振り込み詐欺だと感じていただいておりますから、振り込み詐欺グループが、茅ヶ崎を避けてきているのではないかということも感じられます。湘南地区も浜見平団地だけなんですね。浜見平団地の会長にもお話をしているんですが、やはり超高齢化ということで特に一人世帯、高齢者が一人で住んでいる方が多いそうです。そういう方に電話がかかってくると、奥さんや子供に相談することができないので引っかかかってします。そういうことで自治会も含めて、何か対策をとれないかということを検討していただくことをお願いします。それから次のひったくりなんですが、5月に湘南地区で私の家の前でひったくりがありまして、それも昼間12時50分、昼間ですからすぐ警察に連絡がいつてパトカーがきて、わくわく公園というところに逃げ込んだ犯人をつかまえました。これは今警察で捜査中ということで、まだ詳しいことはわからないんですが、今年中学校を卒業した高校1年生のグループがやってるみたいなんです。今年に入ってすでに10件発生しているんですが、鶴嶺西地区の同じところで3件あったんですね。そういうグループの中でそういうことがあるということで、警察も捜査して検挙しているんですが、たぶん警察もこれでひったくりは少し収まるだろうと聞いております。今はなかなか不良グループが目立たなくなったので、自転車盗なども未成年者の犯行が多いので、特に自転車盗というのは盗んで、その自転車をずっと乗ってないんですよ。駅から自分の家だとか、家の周りから駅の近くのゲームセンターまでとか、ちょっと借りていこうみたいな感覚のがいるので、それが何回もやると大きな犯罪につながるんじゃないかと心配してますので、注意をしていただければと思いますので、よろしくお願いします。交通事故の関係については茅ヶ崎市ですでに、死者が3名出ているということと、高齢者の事故が神奈川県平均でも多いということです。あと自転車事故も多いということですし、子どもの事故も増えているということです。犯罪がだいぶ減ってきているんですが、事故が横ばいか少し増えているという状況がございますので、皆さん方も注意していただければと思いますので、よろしくお願いします。その後ろに町名別の地区別の振り込み詐欺の犯罪件数が載ってますけれども、5月は茅ヶ崎地区で1件と湘南地区で1件ということです。

(イ) 海岸地区の広報紙を配布し、真野海岸地区委員から話があった。

第2号は12ページで広報紙としては少し厚手の仕様になっております。中身は市民集会の内容を8ページで掲載しました。この市民集会をどう扱うか、いろいろ広報部会でも検討したんですが、やはりまちぢから協議会のなかで、市民集会というのは相当大きな位置づけになるんじゃないかと、要するに地区の抱えている問題は大方この市民集会ですでてくるよということで、これに力を入れて記事にしていこうと、別冊という考え方もあったんですが、ただでさえ

読んでいただける率が少ないのに、別冊にすると読まないで捨てられてしまうと、それからこの広報紙は自治会に入っている人だけではなく、地域にお住まいの方、全員に配りますので、その方たちにとっても市民集会の議題というのはやはり関心のあることであろうということで、そういう方たちを巻き込むためにも市民集会を本紙の中に入れていこうということでスタートしました。広報紙は年に2回しか発行しないんですけれども、少なくとも1号は12ページ、もう1回は4ページという形でローテーションで発行していきたいと思います。これも今まちぢから協議会の広報部会に速記だとかを得意な方がいらっしゃる程度時間をかけないでできたので、助かりました。今後ともこの市民集会は海岸地区の広報紙のメインとして扱っていこうということです。

(会長) ちょっと気になるんですが、この中で公共施設の公衆電話なんですけど、最近公衆電話がコミセンなんかでもNTTが撤去をさせてくださいと、コミセン湘南も2年ぐらい前に撤去したんですが、あと今高齢者が車を免許証返納ということで、タクシーで動いている方もいらっしゃるんですね。前にも話したように免許証を返納すると維持費が年間約30万円浮くので、それでタクシーがワンメーター往復周3回4日乗れるという警察の記事が出てたんですが、そういう中で市役所の、雨の日だったか私がちょうど玄関に行ったらお年寄りがタクシーを呼ぶのに公衆電話がどこにあるのかわからなくて困ってました。私が言いたいのは、ここには書いてあるんですが、タクシー会社への直通電話というのが、最近いろんなところにあるんですが、それを設置していただけないかという要望を出したんですが、タクシー会社は何軒もあって、1社だとか2社だとかやると差別になるっていう回答だったです。それに代わって玄関のところに椅子を2つ置いて、お年寄りが疲れないようにって、なんかおかしいと思いますけれども、とりあえずそれで対応してくれたっていうケースなんですけど、やっぱりこういうものを少しずつやっていかないと、高齢者がタクシー呼ぶって言っても大変だから、私は警察の方に昼間高齢者がタクシーを呼ぶときに呼び出すと割増料金を取られるんです。それを協定で高齢者が電話した場合には割増料金をなくしてほしいということで、交通課の課長が今度会合があるので、そこで言っていただけるというお話をしてみましたんで、こうやってひとつひとつ改善することが必要だとおもいました。

イ その他

(ア) 審議会等委員名簿を新たに配布した。新委員を反映したもの。

(イ) 連絡会名簿の訂正版を配布した。

(4) 行政からの依頼事項等について

① パブリックコメントについて

市民自治推進課長より、資料に基づき説明した。

② 「土砂災害警戒区域」に指定されている急傾斜地について

防災対策課及び神奈川県土木事務所より資料に基づき説明があった。

(問) 土砂災害警戒区域に指定するまでの流れの中で、まず令和2年3月ごろの予定ということで基礎調査結果の公表がありますね。そのあと住民説明会ということなんでしょう、先に住民に説明なしに公表されたときに、住民の不安が先に立っちゃうんじゃないですか。これ逆じゃないですか。該当する人に先に説明しといて公表じゃあないですか。なぜこんなこと言うかという、私は松林地区の中で上赤羽根自治会で土砂崩れ

の個所を2か所抱えてる。隣の中赤羽根自治会が1か所抱えてる。宝積寺の左側ですね。

しかもレッドゾーンになりうる崖がずっと並んでる。海拔30メートルから40メートルぐらい。しかもその上に残土を不法投棄したりしてたまってますんでね。そういう実態をまず見ていただいて、住民の意識を、われわれも防災リーダーを中心として、その周辺の人たちには大雨のたびに心配でチェックには言ってるんですが、そういう地域性というものもありますんで、その下に実際に家もありますので、そのへんをご配慮いただくとありがたいんですが、いかがですか。

(答) どうもありがとうございます。危険な区域だということでどうもご指摘ありがとうございます。この指定までの流れということで、一般的な流れでございまして、基礎調査のやり方というのが、ある程度確立されておりました、国のマニュアルがございまして、それに沿ってやるということで、そうするとそのままレッドというのができてしまう状況なので、それを公表してそれについて、例えばレッドの区域はここにかかってるんですよということをお知らせいただくということで、住民説明会をやらせていただいています。それでこれってというのは、ごり押しで絶対やるんだということではなくて、神奈川県また全国的にもこのようなやり方でやっております、調査はやってしまう、ただやりっぱなしじゃあだめだよ。ちゃんとご理解を得るよというふうなことで、そういうことをきちんとわかるようにしてもらいたいということで、説明をしていきなさいということで、このパンフレットの平成27年の1月18日のところにも書いてあるんですが、基礎調査結果を公表をしなさいということで、義務付けられたということがございまして、住んでられる皆様のご理解を得るべきだろうということなんです。そもそもは危険だよということなんですけれども、じゃあ住民の皆さんが危険だよと認識されて、雨が降った時にそこから避難するのかわかると、なかなかそれができないということなんで、国が業を煮やして法律できちんと危険な区域を定めて、危ないからちゃんと避難計画を立てましょうと言うのがソフトでなんとか対応していきましようというのが、この法律の趣旨なんですね。意見をいただきましたので、補強をするあるいは住民説明会をどうするのかなど相談をさせていただきます。

(問) ぜひご配慮いただいて、住民の方々には、われわれ自治会の方からは、いつ土砂崩れが起こるかかわからない。なにかあったら、変な音がしたらすぐ逃げてください。というような普段からの啓もうをしています。そういう点では理解できるんですけど、ちょっと型通りではまずい。今はレッドゾーンに指定されていませんから、調査をすると

たぶん指定されるので、よろしくお願ひします。

(答) よろしくお願ひします。

(問) 土砂災害マップがありますね。マップで言うところ一番藤沢寄りの方の方に「かりん」ってあるでしょう。その上に赤羽根配水池がある。確かに茅ヶ崎側が急傾斜で警戒を要する土地があることはわかるんだけど、藤沢側には何も印がついていないわけね。素人判断で申し訳ないけれども、どちらかというところ藤沢側の方が危ないんじゃないですか。そもそもなぜこの地図を作るときに、市境ですぐ隣接する藤沢側を表示しないのか。大丈夫だと思ってるんならいいんだけどね。誰が見てもこれ赤羽根の配水池側はそれなりに工事はちゃんとしてて、藤沢側は昔の切通しのまんまなんです。どうも皆さんの話を聞いているとなんでそうなるのか、よくわからないんです。なんで藤沢側は全然安全なように描かれているんでしょうか。普段でも大勢人が通って、実は別のことで問題になってるんです。市境道路なんですけど、藤沢側はちゃんと舗装してあるけど、茅ヶ崎側は穴だらけなんです。昨日言われたばかりです。舗装の話は置いときますが、藤沢側の崖の方、ほとんど覆いかぶさってるのに、なんで何にも出てこないし今の説明でも、藤沢でも調査することにならないですよ。

(答) まずマップの記載方法なんですけれども、配慮が足りず大変申し訳ありませんでした。今会長がおっしゃられたかりんの北部にも警戒区域というのは存在しております、マップには記載していません。申し訳ありません。今後こういったことのないように、土砂災害危険区域が指定された折には、また皆様にハザードマップで周知させていただきますので、そちらではそういったことのないように、配慮した作成し周知もしていきたいと思ひます。

(答、県職員) あと藤沢側の調査の話が出てきました。藤沢側も今年度調査をいたしますので、市境で割るものではなく、一連のものでありますので、考慮していきたいと思ひます。

(問) これはじゃあ違ってるんですか。何も藤沢側は印がついていない。

(答) こっちは茅ヶ崎市でこっちは藤沢市になっています。それで今お示しているのは茅ヶ崎市内の状況を示したものです。お話ししたように藤沢側は今入札をしているところで、まだ調査業者が決まっていない状況で、ただ今年度中に一緒に基礎調査を完了したいと思っております。来年3月末には一緒に公表していきたいと思ひます。

(問) 私たちの方は全然関係ないのですが、ただどういふのを崖とみなすのか。要は残土置き場、市内にも何か所かあるんですよ。いいかげんな残土置き場が。特に北部の方なんですけれども、例えば5メートルの残土が積んであったと、調査会社は残土の下を地形として調査をして報告するんですか。テレビなどで大雨が降った時に残土置き場やごみ置き場から流れてきて家が壊れる。ですからせつかく調査するのであれば、残土を置かない地形を調査するだけじゃあなくて、その上のこれだけの残土が置いてありますよと、それも含めると危険な斜面になるというふうなことも含めて、大した箇所じゃないと思ひます。それも含めてついでに調べて、防災対策課としては、そういうことも含めて人工的な残土、作られた斜面も大雨が降ると崩れるんだと、よけいに時間がたつてないから崩れていきやすい、そういうことも含めてついでに調査をし

てそれも参考に報告していただく、資料も作っておくことをついでにやればいかがかなと。残土置き場はいいかげんな業者が鉄板で回りを囲って倒れ掛かるほど積んでるわけですよ。それが大雨降ると崩れて、鉄板で囲ったものなど簡単に崩れてしまいます。そういうふうな危険箇所、人工的に作られた崖ですね。悪質な崖、そういうものを含めてですね、一緒に何か所でもないと思うんです。調査してそれを防災上危険な区域に入れて行政指導するなり、市で把握するなりすればついでの調査ですからできるんじゃないか。把握するという意味でも何か所でもないので、調べていただけないかな。県の予算でやるから、市は自分たちの市なので立ち会うと思いますので、その中でついでに調べて複合的に作っていくのも必要じゃあないかと思しますので、そのへんのことも配慮していただければと思います。

(答) この調査につきましては法律に基づく調査ということで、自然崖が対象になるということ。残土置き場については大雨が降った時はやはりリスクがあると思いますので、防災対策課でも把握をしたいと思いますが、環境部局と調整してやっていくことを考えておりますので合わせて検討をさせていただきたいと思します。

(問) 先ほど松浪地区にもイエローのところがあるとお話があったんですけど、これには全然出てないんで本当にあるんでしょうか。

(答) 大字で言いますと、ひばりが丘が1か所対象になっております。

(問) ここの調査されるわけですね。

(答) 調査の対象になってます。

(会長) 単純な質問なんですけど、このレッドゾーンに県知事が区域外に移転を勧告するってなってますけど、勧告した場合に移転の補償がつくのかを教えてください。

(答) パンフレットの6ページの3のところに建築物の移転の勧告及び支援措置のところいろんな補助、例えば住宅金融支援機構の融資あるいは住宅建築物安全ストック形成事業の補助といったものがあるということで、実は神奈川県ではやった事例はないですが、ほかの県で数件あるということを知ったことがあります。ですから頻繁にやっている事例ではないのかなと思します。

(会長) ありがとうございます。こういうチラシを配るとなると、そういうところが気になるところだと思いますし、もう一つは、家の中に立ち入って調査することはありませんとありますが、このところに何か防犯上はいろんな問題があるから注意してください。とかが入ると住民は安心するんですよ。

(答) そのようにさせていただきます。

② 交差点緊急安全点検の実施について

道路管理課長より、資料に基づき説明した。

主な質疑は次のとおり。

(問) カーブミラーの設置について、今自治会を通じないで、直接電話があるという話がありましたけれども、何件くらいきてますか。

(答) 件数は何件というか何か所です。同じところを違う角度でお話をされて、ちょっとそういう統計はとっていないんですけども、設置自体は20から30くらいはある

と思いますが、要するにつけたい人とつけない人がいらっしやるんですよ。道幅が狭くなるとか、そこを通るだけの方からのご意見と住んでる方のご意見が一致しないので、その集約が会長さんが入っていればご相談するあてもあるんですけど、なかなかできなくて、そんな形でやらせていただいていたんですが、匿名であったりとかいろいろありまして、対応もなかなか難しいので、一応昔の形を周知しようということで今回お話をさせていただきました。

(会長) 先日コミセン連絡会の中で、横森会長がこの件について市長にだいぶお話をしているんですが、市長からそういう話を聞いていますか。

(答) 聞いていません。

(会長) 横森会長に一度お話を聞きに行ってください。カーブミラーの話ですが、私も一回カーブミラーの話をしたら警察の方で警察はなるべくカーブミラーをやめたいというお話があるんですが、これはカーブミラーがあるとですね、自転車が一時停止しないで、飛び出てくるっていう、それで事故が多いという話なんですよ。これは正しいですか。それとも別に気にしないで、そういう要望があったら出してもいいのか。

(答) 基本的にカーブミラーがありますと、自動車教習所ではカーブミラーが一切ない形で教習を受けてらっしゃると思うんです。ですから警察としてはちゃんと止まって見にくいけれども確認しながら進んでもらいたいという趣旨だと思うんですけども、現実的にカーブミラーを付けるときの要望が子どもを見たいという運転手さんからの要望から、自転車が止まらないで行きたいんだという要望から種々あるんです。向きが違うんですね。同じ交差点に付けても角度が、そこでやっぱり止まらないで行くためというのは皆さん基本的なところですね。カーブミラーを見て交差点に入りたいんだ。止まらないで行きたいんだというのが趣旨で、お話をいただくことが多いです。車、自転車関係なくです。

(会長) そういうことを、自治会長から来てくださって言うんだけど、そういうことを自治会長が知らないといけないんですよ。地域の方からこういう話があった時に、こういう訳で、こういう問題もあるよとか、話ができるような状況を作っとかなきゃいけないと思います。ただ要望があったから自治会長がすぐ、それだったら本人が直接行ったって同じじゃあないっていう話になっちゃうんで、そういうことを検討しといた方がいいんじゃないかと私は思います。

(答) はい、わかりました。基準みたいなものももちろんありまして、つけると車が通れなくなっちゃうだとか、坂道で止まれないなどと言われる方もいらっしやって、あまりにも個人的な意見もあつたりします。周りの方の付けること自体に反対される家の前ですんでとかの地域のご意見の方に重きを置きたいと考えております。改めましてそういうような情報提供をするようにしていきたいと思えます。

(問) 最近の例なんですけれど、新興住宅がどんどん建ってきてまして、そののちようど立つ土地にカーブミラーが設置してありました。工事をするにあたってそれが障害になるので、撤去したいという依頼がありまして、そこを利用している住民、その側にマンションがありまして、そのマンションを出入りする人たちが利用しているカーブ

ミラーらしいんですよ。じゃあ工事に支障のないように取り外して設置してくれますかという最初は要望だったんですが、よくよく見ましたら、反対側にカーブミラーがあったんですよ。ところが、樹木がどんどん生繁って、カーブミラーが見えなくなって新しいカーブミラーが設置されたということが事例としてあったんで、要するに各家の木が公道の方にどんどん伸びてるんですね。防犯灯なんかも見えなくなっているところがある。ああいうのは自治会からも要請はするんですけども、市の方では指導についてはどういう風に考えてるんですか。

(答) カーブミラーに関わらず、樹木がカーブミラーに出ている場合には、市の方で直接ご近所同士で言うといろいろ問題がでるんで、私の方で代弁をさせていただいたり、そこに住んでいない場合には、はがきなどでそういうことを促したりはしています。

(問) 今言ったように隣近所の人はなかなか人間関係で言いにくいということで、自治会に来るんですよ。言うことはかまわないんですけども効力はあまりないんで、市の方としてやはりそういうスタンスで、公道にでて障害があるようであれば防犯灯も含めたところでこちらからお願いした場合には対応していただきたい。

(答) はい。対応させていただきます。

(問) 交差点の関連なんですけれども、小出地区はご存知のように真真中に県道が1本あって、あとすべて市道が交差しているので、この書類で見ると小出は対象外。対象外ということはここは交通事故に遭わないんだよね。

(答) そういうことではなくて。

(問) 要するに安全点検って言うのは子どもの事故を防ぐために安全点検するんですよ。安全点検をして確かに県の管轄ということであれば、危ないからということで県の方にあげていくのが、すじじゃないの。対象外、調べないというのは怠慢だよ。

(答) あのそこにつきましては、さきほどお話したとおり、県とか国の方に申し入れをしまして、

(問) いやいや市として安全点検をしてないんだよね。安全点検をして危ないから、県や国で対策をお願いしますっていうのが、市としての責任じゃないの。調べてその結果を県や国にあげてくださいよ。お願いします。

(答) はい。

(問) 松浪地区ですが、カーブミラーの取り付けの件で、今取り付けられてあるんですけど、建物が建って邪魔になるので取り外して、取り付けるときに工事費を自治会で持ちなさいということなんですけど、行政では取り付けをしてもらえないんですか。

(答) 自治会へというお話はたぶんしたことはないと思います。

(問) 窓口で自治会か個人でと言われたらしい。

(答) 原因者の方に、ご要望者の方をお願いをするという形にはしています。私共が敷地内に入れさせていただいている時は、私共の方でやらせていただいております。道路にあるものについては、電柱などと同じように原因者にやっていただいております。

(問) 道路にあるものは、個人でやるってことなんですね。

(答) そうです。個人の家に入れてあって、支障がある場合には、うちの方で抜いて、ま

た戻させてもらいます。道路にある場合には、土地利用が変わったりしたときは、その原因がある人にご負担をいただくということになります。

(問) 今資料の一番最初の写真ですけれど、これちょっと解説してもらえますか。この棒が立ってればもうオッケーなの。それからちょっと左の方に縁石が10センチぐらいのがありますね。それがあればオッケーなんですか。

(答) 私どもが考えている対策は、このポール、ガードポールといますが、車がぶつかってもある程度大丈夫な、このポールを適正な範囲で設置していくというものです。

(問) 地図の29番なんですけれども、松浪一丁目の信号のそこなんですけれども、縁石みたいなのあるんだけど、ポールがあるかな。調べた結果はありなんだけれど、ありの意味はポールがあるって意味ですか。

(答) 通称桜道と言われているところは交差点に関わらずポールが立ってる形になってると思うんですけれども、セミフラットという歩道形式で、車道と歩道の段差がないバリアフリータイプの道路になってまして。

(問) それはもうちょっと茅ヶ崎寄りの方だよね。うちの方はまだ縁石がありますよ。

(答) いえ、「たまや」のへんとか、あっちのほうですよ。ここに写真ありますけどポール立ってますけど。

(問) いやだから縁石もありますよ。

(答) 縁石があるとことないところは、そこから車が出入りするとか、車庫があるとかで前面に住んでる方のご都合もあってないところもあります。

(問) 縁石があればいいんですか。

(答) 今回は近いところで、丸のところを対応させていただき、引き続きやってくんですけれど、このポールが基本的に立っていると思われるんですけれども、29番のところは、写真が今ここにあるんで。

(問) いやあるところとないところとあるんだけど、交差点にあるかの記憶があまりない。

(答) 信号があって横断歩道があるところにもあるし、もしよければここに写真があるので確認してください。

(会長) 赤丸になってるところが先にやるということですね。

(答) そうです。今年の夏休みに合わせて、そのあと順次、近いところからエリアを拡大し、最終的には全部やります。

(会長) とりあえずこの資料をもらったんで、各自治会で地区で該当するところを確認していただいて、どうしても危ないんで優先的にやってもらおうとか、一回確認してください。

(問) この趣旨とは違うんですけれども、私今日辻堂駅から来たんですけれども、駅前もそうですけれども、要は辻堂駅がない。駅のマークがないんですね。小和田とか松林地区もそうですけれども、われわれ茅ヶ崎市民で辻堂駅も利用してますので、辻堂駅も入れてほしいですね。道路管理課だけじゃないですけども。

(答) 申し訳ないですけど、辻堂駅につきましては、藤沢市なので、地方自治法がありまして外の行政区域のことは手出しできないことになってます。

(問) 手出しできなくたって書くぐらいできないの。

(答) 茅ヶ崎にもともとある地図を使っていますので。縦割りで申し訳ありませんが、こういう地図ができてますんで、この地図を利用させていただいています。

③ ごみ減量化に向けた施策について

資源循環課長より、資料に基づき説明した。

(会長) この件については、今後のスケジュールについてあるように審議会が開催されて答申が出る、庁議、それから議会の方にかけるということで、本来はそのあと定例会にという流れだったんですが、一応われわれも一番大事なごみの問題ですんで、この内容を先に皆さん方にお知らせさせていただいたという経緯がありますので、これに対して意見をどうのこうのじゃなくて、9月の定例会以降皆さんにまた意見を聞いて、これからどうするかということも含めてしていただければと思いますんで、よろしいでしょうか。

(会長) まだ少し時間があるようですので、富田課長の方から少し話があります。

(富田市民自治推進課長) 本日机上に、小規模多機能自治推進ネットワーク会議という資料を配布させていただきました。この資料につきましては、先日佐藤市長にも、こういう取組があるということの説明した際にも使った資料です。小規模多機能自治推進ネットワーク会議というのは何かということですが、簡単に申し上げますと、本市が進める新たな地域コミュニティ、まちぢから協議会の取組、そういった新しい形のコミュニティ組織を推進していこうという取組が今全国で進められており、それを取組んでいる地域が集まって研究をしながら進めて行こうというものです。こちらにありますように、今全国各地で進められている地縁による住民主体の地域づくりを小規模多機能自治と呼んでおります。この取組につきまして、いろいろ情報共有をしたりその進度に応じた状況を情報交換しよう、さらに必要に応じては税制面など法律制度を国等へ提言していこうものでそういった全国的な推進を目指して、27年2月に設立された組織でございます。令和元年5月現在、約300の会員、自治体で言うと250数自治体、あと団体、個人の会員となっております。神奈川県内でも横須賀市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市この5市が会員として加入しております。茅ヶ崎市もこのネットワーク会議の発足当時から加入をしています。実は昨日もこのネットワーク会議の研修会がございまして、当課から小松課長補佐と窪田副主査が出席をしてきました。項番2に関東ブロック会議というのがございます。全国組織でございますが、全国をブロック分けて情報交換をしていこうということで進めております。ブロック会議は29年度から始まっているんですが、これまで小田原市が29年度と30年度われわれを引っ張ってくれました。今年度から2年間は茅ヶ崎市長が関東ブロックの幹事となりまして、ブロックの方たちと連携を深めていくということになりました。事務局として市民自治推進課が全力にあたります。このブロック会議の中では、都道府県の加盟している自治体と年に1、2回情報共有の場を設けて、それぞれの取組を確認しあっていく、いいところを取り入れていくことを進めてまいります。こちら関東ブロックということで図がございまして、1都7県が関東ブロックとして

取り組みを進めているところです。先日も担当者で研修に行かせていただいたわけですが、もともと小規模多機能自治という考え方は地方の方でできたと思っております。地方の山間部で住民が減っていく、そして市民と連携がとれなくなっていく、あるいは合併に伴って行政とも関係や連携が希薄になっていくという要素がございました。そういう中で、改めてコミュニティを再構築していこうということで、島根県の雲南市とかがこういった取組を提唱して発足した、そして国の方にそういった取組に取組む団体の法人化ですとかを訴えかけていこうじゃないかということでございます。一方で関東圏はどちらかというと都市部でございますので、都市部ならではのコミュニティに関する課題がでてきている、そういったところを共有してそれぞれ取組を昇華させていこうということが目的なのかなととらえております。昨日も長崎市、富山県の南砺市、滋賀県の東近江市、そういったところの事例発表を聞いてきたところです。それぞれ自治体が抱えている課題は違います。ですので同じように取り入れるわけではございませんが、こういった新しいコミュニティに関する取組というのが全国的に必要だということで、行政主導で茅ヶ崎市でいうまちぢから協議会の設置を促している都市もございます。また協議会ができることによって当市でいうコミュニティセンターの指定管理もそういった協議会に指定されていく、そういった取組もいくつか始まっているようでございます。一方茅ヶ崎市もまちぢから協議会の皆様にさまざまな支援制度を設けております。財政支援、人的支援などがありますが、これもそれぞれの市町村で違うようでございます。ただ当課の担当者の感覚でございますが、茅ヶ崎市の取組はそんなに悪いもんじゃあないな、もしかしたら進んでいるのかなという感じを持っているところもあります。この夏には神奈川県で加入している5市の担当者と勉強会をやりながら、いずれ神奈川県を巻き込んだ形でやってみたいと思いますし、冬には関東ブロックの皆様とも勉強会を開いてわれわれもいろんなことを学び、いいところを地域の皆様とも共有してつなげていきたいと思っています。小規模多機能自治推進ネットワーク会議、われわれたくさん勉強するところがありますが、今後いろんなタイミングで皆様にも情報を提供していきたいと思っていますので、引き続きよろしく願いいたします。実はこういったご縁がありまして、昨年度は松浪地区が小田原市の協議会を防災をメインに連携をとるような企画も行われたところです。引き続き私たちも情報をもちながら皆様とともにやっていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

(5) 閉会の言葉 植松副会長